

廃食用油リサイクル業務 仕様書（案）

1 業務名

廃食用油のリサイクル業務（以下「本業務」という。）

2 目的

本業務では、廃食用油の回収及び再資源化について円滑に運用管理することを目的とする。

3 履行場所

大野城市内

※回収拠点は下表のとおり。なお、履行場所は現時点のものである。追加・変更が生じる際は別途協議を行う。

名称	住所
大野城市役所	曙町二丁目 2-1
大野城市北コミュニティセンター	御笠川一丁目 17- 1
大野城市東コミュニティセンター	大池二丁目 2-1
大野城市中央コミュニティセンター	中央一丁目 5-1
大野城市南コミュニティセンター	南ヶ丘五丁目 9-1

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和13年3月31日まで

5 業務内容

（1）廃食用油の回収媒体（以下「回収箱等」という。）の設置

- ・回収箱等を設置すること。
- ・回収箱等の寸法は幅と奥行の合計が1 m以内、高さ1.5m以下とする。
- ・回収箱等には回収の趣旨、ルールを明示する掲示物を貼付すること。
- ・回収箱等や、その設置に関する費用はすべて受注者負担とする。
- ・回収箱等は、廃食用油をペットボトルに入れた状態で収納する形式のものとし、周囲に悪臭や汚れが発生しないものとする。
- ・回収箱等にはビニールや防水パンを設置し、万が一容器漏れが発生した場合に回収箱等内で完結するよう対策を講じること。
- ・回収箱等は定期的に点検・確認を行い、万が一汚れ等が発生した場合は、随時清掃・交換等の対応を行うこと。

（次ページにつづく）

- ・汚れ等が発生した場合に初動の応急処置を行う用具を回収箱等に備え付けること。
- ・回収箱等に起因する事故等により発注者又は第三者に与えた損害は、受注者の責任にて対応、賠償しなければならない。保険加入等の対策をとること。

(2) 廃食用油の回収

- ・発注者が指定する履行場所で廃食用油を回収すること。なお、履行場所は現時点のものである。追加・変更が生じる際は別途協議を行う。
- ・回収箱等が満杯となることがないように、回収は十分な頻度で行うこと。
- ・廃食用油はペットボトルに入れた状態のまま回収すること。
- ・回収されたペットボトルは受注者が適切に処理すること。
- ・回収作業時は騒音等の周囲への悪影響が発生しないよう配慮を行うこと。
- ・回収場所の清潔の保持に努めること。
- ・そのほかの回収方法及び回収頻度については別途協議を行うこと。なお、本業務の回収に関連して発生する諸費用はすべて受注者負担とする。

(3) 回収量の報告

- ・廃食用油の本市内で回収された量、再資源化された量を毎月10日までに発注者に報告すること。（任意様式）
- ・報告は月ごとに行うこと。

(4) 啓発、提案

- ・本市内事業所等に、回収箱等の設置の提案を行うこと。なお、各事業所等とは受注者が個別に契約するものとするが、回収量については市内事業所等からの回収分として併せて報告を行うこと。
- ・本市内において回収された廃食用油について、再資源化（バイオディーゼルやSAF化）を行い、リサイクル体制の見える化を行うこと。
- ・本市が実施するリサイクルの啓発や環境教育に対して協力すること。
- ・本市における再資源化された廃食用油の活用について検討すること。

6 売上金の納入

本業務は資源物の有償回収とする。回収量の報告に応じて発注者から発行される納付書により納付を行うこと。期限や支払回数については別途協議を行う。

7 その他

回収に関連する緊急事態が発生した場合は速やかに対応すること。（土日祝を含む。）また、緊急連絡先を回収箱等の設置箇所の管理者及び発注者に提供すること。

仕様書に定めのない事項が生じた場合は、発注者と受注者で協議を行いその解決を図るものとする。